

令和元年 1 1 月 6 日開催

第 8 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和元年度 第8回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和元年11月6日(水)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 13時55分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 17人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委員	1番	菅井	誠
委員	2番	菅井	美德
委員	4番	西原	弘子
委員	5番	石山	幸一
委員	6番	大河原	正一
委員	7番	梶田	政實
委員	8番	早川	剛司
委員	9番	小野	人司
委員	10番	須藤	智弘
委員	11番	中村	肇
委員	12番	笹原	仁
委員	13番	岡田	一司
委員	14番	林	秀和
委員	15番	上野	邦彦
委員	16番	鈴木	和弘

5. 欠席委員 1人

委 員	3番	原田	喜一郎
-----	----	----	-----

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	4番	西原	弘子
委 員	15番	上野	邦彦

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
 用地利用集積計画について

議案第2号 あっせん委員の指名について

議案第3号 現況証明願について

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬	淳次
主 幹	吉岡	秀利
農地・農業振興担当係長	小川	哲也
農地・農業振興担当係長	梶田	淳一

8. 会議の概要

議 長 　ただ今から、本日招集された令和元年度第8回（R元.11.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。
 本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員17名であります。
 「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、4番 西原委員、15番 上野委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

◆諸般の報告

1. R元. 10. 7 (月) 13:30～

第7回農業委員会総会

2. R元. 10. 24 (木) 13:30～

令和元年度農地中間管理事業担当者会議【北見市】吉岡主幹、小川係長出席

3. R元. 10. 28 (月) 13:30～

第38回北海道農業青年と京都女性との交流会に係る反省会議【湧別町】小川係長出席

【内 容】

会議において、今回応募女性が少数であるため、中止となった旨の報告がありました。また、本事業については、次年度以降も「参加者の減少」や「遠距離により交流が途切れ、成果に繋がりにくい」等の理由により実施しないこととなりました。

◆今後の予定

1. R元. 11. 19 (火)

令和元年度農業委員地区別研修会【北見市端野町】

2. R元. 12. 2 (月)～3 (火)

農業委員会道内視察【江別市、砂川市】

3. R元. 12. 5 (木) 13:30～

第9回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　　　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

による農用地利用集積計画について」6件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号36～37につきましては、所有権移転でございます。

整理番号36、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一田、畑・現況は全て畑」・面積(㎡)「3筆合計 55,397」・譲渡人「●● ●● 外2名」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.11.13」・支払期限「R1.12.31」・金額(円)「全筆5,000,000」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第7回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号37、所在「●●●、●●●」・地番「●●外37筆」・地目「公簿一原野、田、畑、雑種地、山林、宅地・現況は全て畑」・面積(㎡)「38筆合計 665,492」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.11.13」・支払期限「R2.1.10」・金額(円)「全筆13,399,000」・支払方法「指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第7回総会で買入協議要請を行った農地について、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が買入を行う件でございます。

整理番号38～41につきましては、賃貸借でございます。

整理番号38、所在「●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「8筆合計 38,100」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.11.13」・終期「R11.11.12」・期間「10年」・金額(円)「10a3,500」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号39、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 38,819」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.11.13」・終期「R11.11.12」・期間「10年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号40、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿－原野、畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 50,178」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.11.13」・終期「R11.11.12」・期間「10年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号41、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 17,723」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.11.13」・終期「R6.11.12」・期間「5年」・金額（円）「10a2,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了と

なるため新たに賃貸借を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「整理番号36」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「整理番号37」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:43～13:43)

議 長 再開します。
これより、議案第1号「整理番号37」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第1号「整理番号37」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:44～13:44)

議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第1号「整理番号37」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第1号「整理番号38」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「整理番号39」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「整理番号40」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「整理番号41」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「あっせん委員の指名について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

- 1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●、遠軽町●●●」・地番「●●●外7筆」・
地目「公簿一畑、雑種地、山林、原野・現況は全て畑」・面積
(㎡)「8筆合計 78,365」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、3番原田委員、8番早川委員を指名します。

各委員は、宜しくお願いします。

次に、議案第3号「現況証明願いについて」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号25、所在「遠軽町●●●」・地番「●●●外2筆」・地目「公簿一田、畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「3筆合計 48,045」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「13番岡田委員、17番石丸委員、14番林委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、13番岡田委員、17番石丸委員、14番林委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号26、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「2筆合計 5,603」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番鈴木委員、5番石山委員、2番菅井(美)委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の特定用途制限地域にある土地で現況は山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番鈴木委員、5番石山委員、2番菅井(美)委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号27、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「1,113」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番林委員、5番石山委員、1番菅井(誠)委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番林委員、5番石山委員、1番菅井(誠)委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号28、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「9,555」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「10番須藤委員、3番原田委員、8番早川委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、10番須藤委員、3番原田委員、8番早川委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第3号「整理番号25」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号「整理番号26」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号「整理番号27」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号28」の質疑に入りますが、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:53～13:53)

議 長 再開します。
これより議案第3号「整理番号28」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号28」についての審議が終了しましたので、「●
番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:54～13:54)

議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第3号「整理番号28」については、原案のとおり決定しましたの
で、その旨をご報告します。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和元年度第8回農業委員会総会を閉会します。